

松本市市民会館改築基本構想

1 改築の目的

市民会館の建設経過

市民会館は、終戦後第二公民館として建設され、市民の集会や文化のために寄与してきましたが、昭和30年の全焼により、新たな市民会館の建設が必要となりました。

また、当時大手4丁目(上土)に位置していた市庁舎は、老朽化及び狭隘による5か所もの分散配置により、非効率で市民サービスの点から好ましい状態ではなかったことから、紆余曲折をたどって丸の内へ移転新築することになりました。

新庁舎の位置をめぐる論議の中で、市庁舎を深志公園へ建設するよう南部地区から強い要望があったこともあり、市街地全体のバランスある発展を考慮して、市民会館は、現在地の深志公園に、庁舎と並行して建設することとなりました。

深志公園一帯は、大正時代から昭和初期にかけて映画館等を中心に、松本の娯楽センターとして賑わっていましたが、市民会館に加えNHKとSBCの松本放送局がこの地に整備されることとなっていましたので、再び松本の文化センターとして脚光を浴びることとなりました。

昭和33年に着工し、昭和34年9月開館した現市民会館は、1,320席余の規模を持つホールとして、集会、演劇、音楽、舞踊等多目的に利用され、松本地域の文化の向上に大きく寄与してきました。

市民会館を取り巻く状況

昭和60年に音楽文化ホールが、平成4年には県の松本文化会館がそれぞれ開館し更に近年周辺の岡谷市、塩尻市でも時代に見合った新しいホールが建設されたこと等により、市民会館を取り巻く状況は大きく変化することになりました。

建設されて以来40年が経過し、施設・設備の老朽化の進行ばかりでなく、公会堂的性格の舞台構造等により、現代の舞台芸術に十分対応出来ないこと等から、市民会館の利用率が年々低下しているのが現状です。

また、平成8年4月に松本地域広域行政事務組合から市へ無償譲渡された社会文化会館は、ホールが平土間であることや、舞台音響・照明設備が不十分なことから利用率が低迷しているため、用途廃止し、建物を改修して会議室等他の行政目的に利用す

ることとなったため、ここでのホール機能を他で確保するよう求められています。

一方、うるおいのある生活や精神的・文化的な充足を求めて文化への関心が高まっており、市民の芸術文化創造活動を支援する体制や教育文化都市、国際会議観光都市にふさわしい優れた施設整備の一環として、市民各界各層から市民会館現地改築の強い要望がなされています。

このため、議会の了承を得ながら、平成9年度には専門家による現地改築可能性調査を実施するとともに、10年度は幅広い分野の市民等で構成された市民会館改築検討懇話会を設置し、意見・提言をいただきました。

本市の都市づくりの方向と施策

平成8年度を初年度とする第6次基本計画では、本市の都市目標である「活力と魅力にあふれる住みよい都市」の実現を目指して21世紀初頭を見据え、それを達成するための行政施策が挙げられています。

松本空港のジェット化、多様な国際交流の拡大、急速に進む人口の高齢化及び地方分権の推進など変革する時代の要素と、2007年、平成19年に迎えることになる市制百周年にふさわしい都市づくりを重視して取り組むこととしています。

こうした背景を踏まえ、本市の持つ優れた自然環境、歴史、文化遺産などの特質を生かして、個性ある豊かで住みよい都市づくりをすすめるために5つの重要課題を掲げました。

特に市民会館に係る重要課題と、それに対応する具体的施策は次のとおりです。

重要課題	具体的施策	
	ハード面	ソフト面
2 国際的な文化交流都市づくり	演劇・オペラ等舞台芸術創造発表施設の検討	国際的・広域的文化交流の実現 美術・音楽・演劇等文化創造活動の充実
4 文化と産業を両輪とした都市づくり	コンベンション対応施設の整備促進	サイト・キチン・フェスティバル松本の充実 大型イベント、会議、大会等の誘致・支援と多彩な交流の促進

更に、平成11年2月の松本広域連合発足、特例市の指定への取組みにより、地域の中核都市、中南信の中心都市として果たす役割が一層求められています。

以上、市民会館の建設経過や市民会館をとりまく状況及び都市づくりの方向を踏まえながら、本市にふさわしい21世紀の市民会館として、現地改築することとします。

2 施設の基本的な性格

新市民会館は、市民の高度で多様な芸術文化（舞台芸術）の要望に十分応えられる施設機能を充実させるとともに、本市の持つ自然や地理的な優位性を生かして、大会や各種集会が開催できるなどの多面性を備え、地域に溶け込み、市民により親しまれるような象徴的な施設とするため、次の3点を考慮することとします。

周辺施設・環境と連携した都市的な整備を図る。

隣接する（仮称）松本市美術館やあがたの森等と一体となった都市景観を踏まえ、21世紀にふさわしい市街地として、芸術文化活動の核の一つとなる文化的環境と中心市街地の活性化を図る施設とします。

市民が近づきやすく文化的賑わいが生まれる場

市民の芸術文化活動の質的向上を目指し、活動の多面性に応えた高度な劇場機能を備えるとともに、市内の他の施設との関連性に十分配慮した高い芸術性、文化性、シンボル性を持つ施設とします。

現代の舞台芸術活動に応えられる技術と使いやすさ

音響、照明、映像、舞台機構、客席等の諸設備は、現代先端技術の粋を導入し、高齢者、体の不自由な人々等に配慮した、市民に開かれた、出演者・観客の両方が使いやすい施設とします。

3 建設場所と周辺環境

立地条件

ア 公共交通の利便性と近づきやすさ

現市民会館は、松本駅から約800mの近い距離にあって、公共交通の利便性も高く、人々が集まりやすい場所にあります。

イ 教育文化ゾーンとしての位置付け

周辺には（仮称）松本市美術館、あがたの森、才能教育会館、勤労者福祉センター、働く婦人の家、高校等の公共的施設や放送メディアのNHK、SBC各支局等があり教育文化ゾーンを構成しています。

ウ 歴史性と親しみやすさ

建設経過からも伺えるように、大正時代には映画館が設置されて、娯楽センターとして機能し、その後は市民会館として利用されてきたことから市民にとって歴史となじみのある場所でもあります。

用地条件

現市民会館を取り壊し現地に改築することとします。

ア 所在地 松本市深志3丁目1190番地1外

イ 敷地

(ア) 面積 8,483 m² (うち市有地2,669 m² 借地5,814 m²)

(イ) 用途地域の指定

近隣商業地域 建ぺい率80% 容積率300%

(ウ) 駐車場用地については、地権者の理解と協力を得ながら建設地に隣接する場所に確保するとともに、公共交通機関の利用促進やパークアンドライド方式の導入検討を進めます。

ウ 地下水対策に万全を期すとともに、源池の湧水をイメージする水辺環境の確保に努めます。

エ 現地改築可能性調査による法規制も含めた敷地条件の範囲内で、可能な限り土地の有効利用を図りますが、将来的には隣接地を確保して施設用地を拡大することも考慮します。

周辺環境との調和

ア 都市景観形成モデル都市にふさわしい質が高く風格のある景観となるよう配慮します。

イ 教育文化ゾーンを構成する周辺の公共施設等とは景観や機能的な連携を図るとともに道路も含めた周辺整備等についても配慮することとします。

ウ 敷地内にあるライラック公園等緑とうるおいのスペースについては、施設内容や機能との整合を図りながら、そのスペースを計画の中に取り込むことを考慮することや、移植可能な高木は美術館用地等に移すなど極力確保するよう努めます。

4 施設の構成と機能

ホール部門

ア 舞台芸術に対応する機能や大会、集会等の開催できる機能を充実させ、多面的な利用が図れる大ホールと、ジャンルにとらわれず多様な日常的文化活動の拠点となる小ホールを設けることとします。

イ 大ホール

(ア) 客席数は、次の点を総合的に考慮して1,800席程度とします。

市民会館改築検討懇話会の報告も含めた多くの市民要望への配慮

用途廃止した旧社会文化会館のホール機能(1,684席)の確保

鑑賞事業における鑑賞機会の確保、採算性、興行性への配慮

本市の地理的優位性を生かした全国的・全県的な大会、集会への対応
市街地の活性化や回遊性及び将来的・潜在的な利用への配慮

- (イ) 舞台は、現代的で幅広い多様な演出にも十分対応できる広さと吊り物等必要な舞台機構を設け、照明、音響効果等についても配慮します。
- (ウ) 座席の大きさと間隔はゆとりあるものとし、高齢者、体の不自由な人々、母子鑑賞者についても配慮します。
- (エ) 搬出入口については、直接大型装置が搬入搬出できるよう進入路や空間、設備機能を整備します。

ウ 小ホール

- (ア) 客席数は、200～400席程度とします。
- (イ) 舞台は、客席と一体となるワンルーム方式などシンプルで使いやすい機能と空間を確保することとします。
- (ウ) 客席等施設設備については、大ホールと同じウエイトで配慮します。

エ 中規模ホール機能

中規模ホール（900～1,100席）機能については、大ホールの客席、天井を可変方式にすることや、きめの細かい料金設定を行う等管理運営面で対応することとします。

オ 楽屋

大ホールにおける市民利用の発表会、大会における多くの出演者等への対応や大きな舞台公演も想定し、十分な楽屋・控室を確保するとともに、快適な楽屋環境と必要な設備機能を設けることとします。

文化支援部門

ア リハーサル室

市民文化活動を始めとした舞台芸術創造の拠点として、舞台（アクティグエリア）と同規模程度のスペースを持つリハーサル室を設けることとします。

イ 会議室（練習室）

日常的な文化活動練習機能の確保のために、多目的に利用できるスペース（会議室、練習室）を設けることとします。

ウ インフォメーションコーナー、ギャラリー

市民に開かれた施設とするため、各種文化活動やイベント情報等の提供及びポス

ター、舞台写真の展示等が可能なスペースを設けるとともに、（仮称）地域情報センターとのネットワークの構築やインターネット等の活用について配慮します。

管理及び共通部門

ア 管理事務室、打合せ室、防災センター等

施設全体の管理事務、施設利用者との技術打合せ、施設全体の防災・防犯に関する中央監視等管理のために必要な機能を持った諸室を設けます。

イ エントランスホール、クローク等

公演等が行われていない時でも市民が気軽に立ち寄り、人々の語らいやふれあいが出る開かれた空間とすることに配慮します。

また、アプローチ、エントランスホール、ロビー等は、出来る限りゆったりとしたスペースとするよう配慮するとともに、本市の自然条件を考慮してクロークを設けることとします。

なお、高齢者や体の不自由な人々の利用についても配慮します。

ウ 軽食、喫茶、レストラン等

来館者をはじめ市民だれもが気軽に利用できるとともに、日常的な賑わい性も考慮し、隣接する美術館の同種機能と整合を図った施設を設けることとします。

エ 設備機械室

施設の運営、維持に必要な電気、空調設備等のための機械室と舞台機構や舞台照明などの特殊設備用の機械室を設けることとします。

5 施設の管理運営

効率的な組織とフレキシブルな運営体制

開館時間、予約の在りかた、料金体系等については、利用者側にたった開かれた施設とすることに配慮し、管理運営にあたっては、フレキシブルで、市民が使いやすいことを念頭に置いた、効率的な組織と運営体制を確保することとします。

広域的な文化施設との連携

音楽文化ホール、県松本文化会館等市内及び広域的な文化施設との連携や役割分担を考慮します。

市内芸術文化活動の基盤整備・育成

利用者、鑑賞者の団体を育成して本市の芸術文化活動の基盤整備を図ることとし、この観点にたって、自主事業の在り方については、今後十分検討します。

運営主体の検討

運営形態としては、直営又は従来どおりの（財）松本市開発公社への委託若しくは同じ文化施設である音楽文化ホールを管理している教育文化振興財団や民間への委託などが考えられ、今後検討します。

市民ボランティアとの連携

市民に開かれた施設とするため、例えば市民発表会等において舞台スタッフとして活動する等、施設と市民が一体となって協力しあえるよう、市民ボランティアとの連携を図ります。

芸術的アドバイザーを加えた、広がりのある体制の検討

一貫した理念と長期的展望に立った運営を行うための一環として、事業等の企画、構想についての指導・監修を、外部の優れた芸術家に依頼する芸術的アドバイザーの設置についても検討します。